

西宮市立青少年育成センター運営協議会委員委嘱の件

下記のとおり西宮市立青少年育成センター運営協議会委員を委嘱する。

令和元年6月12日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司郎

記

- 1 委嘱委員            一井 奈美子  
                         高瀬 敬太  
                         飯干 英典  
                         高瀬 京子  
                         酒井 繁春
  
- 2 委嘱年月日        令和元年7月1日
  
- 3 委嘱期間            (補欠委員)  
                         令和元年7月1日から令和2年6月30日まで  
                         (新委員)  
                         令和元年7月1日から令和3年6月30日まで

(参考)

○提案理由        任期満了に伴う委員改選と補欠委員の委嘱

○西宮市立青少年育成センター条例

(運営協議会の設置)

第5条 育成センターの運営について必要な事項を協議するため、西宮市立青少年育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、12名以内とする。
- 3 委員は、青少年関係団体又は青少年関係機関等が推薦する者及び学識経験者のうちから西宮市教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。
- 5 委員は、2回を限度として再任することができる。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

# 西宮市立青少年育成センター運営協議会委員選出機関・団体名及び委員名

| 旧 (H30. 7. 1~R2. 6. 30) |                             |       |
|-------------------------|-----------------------------|-------|
| 選出区分                    | 職 名                         | 氏 名   |
| 1                       | 西宮市民生委員・児童委員会 理事(瓦木地区協議会会長) | 北岡 良恵 |
| 2                       | 西宮市PTA協議会 事務局               | 松本 祐子 |
| 3                       | 西宮市青少年愛護協議会 庶務              | 脇 厚子  |
| 4                       | 西宮市青少年補導委員連絡協議会 副会長         | 堀毛 好美 |
| 5                       | 西宮警察署 生活安全第2課 課長            | 藤川 敬行 |
| 6                       | 甲子園警察署 生活安全課 課長             | 木村 司  |
| 7                       | 兵庫県西宮こども家庭センター 所長           | 頓田 二郎 |
| 8                       | 西宮市立西宮高等学校 校長               | 野川 誠  |
| 9                       | 西宮市立西宮浜中学校 校長               | 加莉 頼子 |
| 10                      | 西宮市立夙川小学校 校長                | 松岡 健介 |
| 11                      | 西宮市保護司会 副会長                 | 小西 繁美 |
| 12                      | 西宮市子ども会協議会 副会長              | 田中 良和 |

No.11・12の委員の委嘱期間 平成29年7月1日から平31年6月30日まで

| 新 (R1. 7. 1~R3. 6. 30) |                             |        |
|------------------------|-----------------------------|--------|
| 選出区分                   | 職 名                         | 氏 名    |
| 1                      | 西宮市民生委員・児童委員会 理事(瓦木地区協議会会長) | 北岡 良恵  |
| 2                      | 西宮市PTA協議会 副会長               | 松本 祐子  |
| 3                      | 西宮市青少年愛護協議会 副会長             | 脇 厚子   |
| 4                      | 西宮市青少年補導委員連絡協議会 副会長         | 堀毛 好美  |
| 5                      | 西宮警察署 生活安全第2課 課長            | 一井 奈美子 |
| 6                      | 甲子園警察署 生活安全課 課長             | 高瀬 敬太  |
| 7                      | 兵庫県西宮こども家庭センター 所長           | 頓田 二郎  |
| 8                      | 西宮市立西宮高等学校 校長               | 野川 誠   |
| 9                      | 西宮市立西宮浜中学校 校長               | 飯干 英典  |
| 10                     | 西宮市立夙川小学校 校長                | 松岡 健介  |
| 11                     | 西宮市保護司会 会長                  | 高瀬 京子  |
| 12                     | 西宮市子ども会協議会 副会長              | 酒井 繁春  |

No.1~10の委員の委嘱期間 令和元年7月1日から令和2年6月30日まで

## 西宮市立青少年育成センター条例

昭和60年3月30日  
西宮市条例第33号

沿革 平成元年 8月 8日 条例 6号  
平成9年12月25日 条例22号  
平成16年3月29日 条例42号  
平成25年7月10日 条例10号

### （設置）

第1条 青少年の健全育成活動及び非行化防止活動の総合的な推進を図るため、西宮市立青少年育成センター（以下「育成センター」という。）を設置する。

### （位置）

第2条 育成センターは、西宮市江上町3番40号に置く。

### （事業）

第3条 育成センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成活動の企画及び推進に関すること。
- (2) 青少年問題の調査研究及び啓発活動に関すること。
- (3) 青少年関係団体の育成並びに青少年関係機関等との連絡調整及び協力に関すること。
- (4) 青少年教育施設の管理運営に関すること。
- (5) 青少年の非行化防止活動の企画及び推進に関すること。
- (6) 青少年の補導及び相談に関すること。
- (7) 青少年補導委員に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業。

### （職員）

第4条 育成センターに、所長その他の職員を置く。

### （運営協議会の設置）

第5条 育成センターの運営について必要な事項を協議するため、西宮市立青少年育成センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会の委員の定数は、12名以内とする。
- 3 委員は、青少年関係団体又は青少年関係機関等が推薦する者及び学識経験者のうちから西宮市教育委員会が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。

- 5 委員は、2回を限度として再任することができる。
- 6 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、会長及び副会長は、運営協議会において、委員の互選により定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長及び副会長を互選する会議は、西宮市教育委員会が招集する。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 運営協議会は、必要と認めるときは、関係行政機関の職員その他議事に関係のある者に対し、出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 運営協議会の委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、西宮市教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (平成元年8月8日西宮市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成9年12月25日西宮市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成16年3月29日西宮市条例第42号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年7月10日西宮市条例第10号)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成26年6月30日までの間、西宮市立青少年育成センター運営協議会の委員に委嘱された者の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、同日までとする。

## 西宮市立青少年育成センター条例施行規則

沿革 平成 2年3月31日 西教委規則18号  
平成 4年3月23日 西教委規則12号  
平成13年3月27日 西教委規則 7号  
平成16年3月26日 西教委規則14号  
平成20年6月11日 西教委規則 5号  
平成25年7月10日 西教委規則 4号

昭和60年3月30日  
西宮市教育委員会規則第19号

### （趣旨）

第1条 この規則は、西宮市立青少年育成センター条例(昭和59年度 西宮市条例第33号)の施行について必要な事項を定める。

### （補導委員）

第2条 補導を中心とした非行化防止活動を推進するため西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という。)を置く。

2 補導委員は、前項の目的を達成するため次に掲げる職務を行う。

- (1) 青少年の問題行為の早期発見及び補導に関すること。
- (2) 情報及び資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青少年の非行化防止に必要な業務に関すること。

### （補導委員の委嘱）

第3条 補導委員は、次の各号に掲げるところにより、西宮市教育委員会が委嘱する。

- (1) 市立小・中学校PTA会員 小学校区ごとにそれぞれ1名
- (2) 民生委員・児童委員 小学校区ごとに1名
- (3) 地区青少年愛護協議会委員(前2号に該当する者を除く) 小学校区ごとに1名
- (4) 公立高等学校PTA及び育友会会員 各校2名
- (5) その他西宮市教育委員会が適当と認めた者

2 前項各号に掲げる者のうち、同項第1号から第4号までに掲げる者についての委嘱は、それぞれ当該団体の代表者の推薦を受けて行うものとする。この場合において、同項第1号及び第2号に掲げる者についての推薦は、地区青少年愛護協議会を経由して行うものとする。

3 補導委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 補導委員は、再任することができる。

### （補導委員の服務）

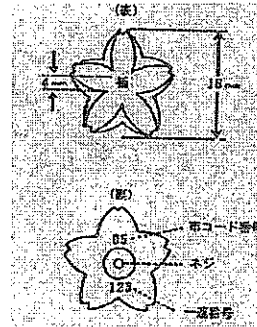
第4条 補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 補導委員は、補導に従事する際には西宮市青少年補導委員証(様式第1号)を携帯するとともに、西宮市青少年補導委員記章(様式第2号)を着用しなければならない。

(様式第1号)

|          |          |
|----------|----------|
| 第 号      |          |
| 青少年補導委員証 |          |
| 氏名       |          |
| 住所 西宮市   |          |
| 交付年月日    | 年 月 日    |
| 有効期限     | 年 月 日    |
| 交付者      | 西宮市教育委員会 |

(様式第2号)



(教育長への委任)

第5条 この規則の施行について必要な事項は教育長が定める。

付 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 西宮市青少年補導委員規則(昭和39年西宮市教育委員会規則第8号。以下「旧規則」という)は廃止する。
- 3 この規則(以下「新規則」という)施行の際、現に在任する旧規則による西宮市青少年補導委員(以下「補導委員」という)は、旧規則の規定による補導委員としての任期が満了するまでの間、引き続き新規則の規定による補導委員として在任するものとする。

付 則(平成2年3月31日西教委規則第18号)

この規則は、平成2年4月1日より施行する。

付 則(平成4年3月23日西教委規則第12号)

この規則は、平成4年4月1日より施行する。

付 則(平成13年3月27日西教委規則第7号 西宮市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則3条による改正付則)

この規則は、平成13年4月1日より施行する。

付 則(平成16年3月26日西教委規則第14号)

この規則は、平成16年4月1日より施行する。

付 則(平成18年3月28日西教委規則第23号)

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

付 則(平成20年6月11日西教委規則第5号)

この規則は、平成20年6月11日より施行する。

付 則(平成25年7月10日西教委規則第4号)

この規則は、平成25年8月1日より施行する。